

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

三重県	
市区町村数	29

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
				20	19	18				29							
24	201	津市	男女共同参画室	1	1	1	1	津市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年3月30日		第4次津市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
24	202	四日市市	男女共同参画課	1	1	1	1	四日市市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		男女共同参画プランよっかいち2021~2025	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
24	203	伊勢市	市民交流課	1	2	1	1	伊勢市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第4次伊勢市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
24	204	松阪市	人権・多様性社会課	1	2	1	1	松阪市の男女共同参画をすすめる条例	2005年1月1日	2005年1月1日		松阪市男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1
24	205	桑名市	地域コミュニティ課	1	2	1	1	桑名市男女共同参画推進条例	2009年9月29日	2009年9月29日		桑名市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
24	207	鈴鹿市	男女共同参画課	1	1	1	1	鈴鹿市男女共同参画推進条例	2006年6月29日	2006年6月29日		第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2032年3月	1	1
24	208	名張市	人権・男女共同参画推進室	1	1	1	1	名張市男女共同参画推進条例	2005年10月3日	2006年4月1日		第2次名張市男女共同参画基本計画 ペルフラーⅡ	2017年4月	~	2027年3月	1	1
24	209	尾鷲市	政策調整課	1	2	1	1	尾鷲市男女共同参画推進条例	2007年4月1日	2007年4月1日		第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画	2022年4月01	~	2032年3月31	1	1
24	210	亀山市	文化課 人権・ダイバーシティグループ	1	2	1	1	亀山市男女が生き生き輝く条例	2008年6月27日	2008年7月1日		第4次亀山市男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
24	211	鳥羽市	市民課	1	2	1	1	鳥羽市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年3月30日		鳥羽市第4期男女共同参画基本計画 (通称:ほほえみプラン)	2025年4月	~	2030年3月	1	1
24	212	熊野市	市長公室	1	2	1	1	熊野市男女共同参画推進条例	2017年6月23日	2017年6月23日		熊野市男女共同参画ステッププラン (第4次基本計画)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
24	214	いなべ市	人権福祉課	1	2	1	1	いなべ市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		いなべ市男女共同参画第4次推進計画	2023/4/1	~	2028/3/31	1	1
24	215	志摩市	人権市民協働課	1	2	1	1	志摩市男女共同参画推進条例	2012年12月26日	2013年4月1日		第4次志摩市男女共同参画推進プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
24	216	伊賀市	人権政策課男女共同参画係	1	1	1	1	伊賀市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第4次伊賀市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
24	303	木曽岬町	総務政策課	1	2	2	2				4	木曽岬町第6次総合計画	2024	~	2033	2	2
24	324	東員町	町民課	1	2	2	2	東員町男女共同参画推進条例	2019年3月22日	2019年4月1日		第4次東員町男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	2	1
24	341	菰野町	企画情報課	1	2	1	1				4	第4次菰野町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	~	2027年3月31日	2	1
24	323	朝日町	広報・町民課	1	2	1	2				4	かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
24	344	川越町	企画情報課	1	2	2	2				4	川越町男女共同参画推進計画	2008年3月	~		2	1
24	441	多気町	健康福祉課	1	2	1	1	男女共同参画推進条例	2007年6月26日	2007年6月26日		多気町男女共同参画推進基本計画	2025年4月	~	2029年3月	2	1
24	522	明和町	生活環境課	1	2	1	1	明和町男女共同参画推進条例	2023年1月1日	2023年1月1日		第3次明和町男女共同参画基本計画	2023年04月01日	~	2028年03月31日	1	1
24	443	大台町	福祉課	1	2	2	2				4	第3次男女共同参画基本計画	20210401	~	20310331	1	1
24	461	玉城町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4	第3次玉城町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
24	470	度会町	総務課	1	2	2	2				4	第2次 度会町男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	2	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
24	471	大紀町	総務企画課	1	2	2	2			4	第2次大紀町男女共同参画計画	2023年3月	~	2032年3月	1	1	
24	472	南伊勢町	環境生活課	1	2	2	2	南伊勢町男女共同参画推進条例	2013年4月1日	2013年4月1日		第三次南伊勢町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1
24	543	紀北町	総務課	1	2	1	2			4	第2次紀北町男女共同参画基本計画	2018年4月	~	2028年3月	1	1	
24	561	御浜町	総務課	1	2	1	1			4	御浜町男女共同参画推進基本計画	2021年4月1日	~	2025年3月31日	1	1	
24	562	紀宝町	企画調整課	1	2	2	1			4	第3次紀宝町男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	

＜選択肢回答＞

所属
 1 首長部局
 2 教育委員会

府内連絡会議
 1 有
 2 無

事務所掌
 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
 2 1ではない

諮詢機関
 1 有
 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目途に検討中
 2 2026年度以降の制定を目途に検討中
 3 その他
 4 検討していない

男女共同参画に関する計画
 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
 2 一体でない
 3 単独計画として策定
 4 総合計画の一部として策定

現在の状況
 1 策定予定有
 2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
 1 単独計画として策定
 2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

三重県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
		問6-1		問6-4 所在地等				問6-5 管理・運営主体				施設管理		事業運営					
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ				施設管理		事業運営					
												単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
		4										1	3	2	1	1	3	0	1
24	201	津市																	
24	202	四日市市	四日市市男女共同参画センター	はもりあ四日市	510-0093 三重県四日市市本町9-8 本町プラザ3階	059-354-8331	059-354-8339	https://www.city.yokkaichi.mie.jp/danjo/index.php		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
24	203	伊勢市																	
24	204	松阪市																	
24	205	桑名市																	
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	ジェフリーすずか	513-0801 三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号	059-381-3113	059-381-3119	https://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/index.html		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
24	208	名張市	名張市男女共同参画センター		518-0775 三重県名張市希央台5番町19番地	0595-63-5336	0595-63-5326	https://www.emachi-nabari.jp/j-kouryu/?page_id=15		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
24	209	尾鷲市																	
24	210	龜山市																	
24	211	鳥羽市																	
24	212	熊野市																	
24	214	いなべ市																	
24	215	志摩市																	
24	216	伊賀市	伊賀市男女共同参画センター		518-0873 三重県伊賀市上野丸之内500番地	0595-22-9632	0595-22-9666	https://www.city.iga.lg.jp/category/7-6-4-0-0.html		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
24	303	木曽岬町																	
24	324	東員町																	
24	341	菰野町																	
24	323	朝日町																	
24	344	川越町																	
24	441	多気町																	
24	522	明和町																	
24	443	大台町																	
24	461	玉城町																	
24	470	度会町																	
24	471	大紀町																	
24	472	南伊勢町																	
24	543	紀北町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等						施設管理		事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営
24	561	御浜町														
24	562	紀宝町														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

三重県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広報啓 発	3 講座	4 相談事 業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理
			4		3		3				2	4	4	4	1	2	0	4	2
24	201	津市					○												
24	202	四日市市	四日市市男女共同参画センター	1996年8月1日	○		○	10	0	25,822	○	○	○	○	○	○	はもりあフェスタなど		
24	203	伊勢市																	
24	204	松阪市																	
24	205	桑名市																	
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	2002年8月2日	○			4	1	16,149	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	208	名張市	名張市男女共同参画センター	2009年6月13日		名張市男女共同参画センター事業実施要綱			1	1,134	○	○	○			○	○		
24	209	尾鷲市																	
24	210	亀山市																	
24	211	鳥羽市																	
24	212	熊野市																	
24	214	いなべ市																	
24	215	志摩市																	
24	216	伊賀市	伊賀市男女共同参画センター	2012年4月16日	○		○	2	1	186,000	○	○	○	○	○	○			
24	303	木曽岬町																	
24	324	東員町																	
24	341	菰野町																	
24	323	朝日町																	
24	344	川越町																	
24	441	多気町																	
24	522	明和町																	
24	443	大台町																	
24	461	玉城町																	
24	470	度会町																	
24	471	大紀町																	
24	472	南伊勢町																	
24	543	紀北町																	
24	561	御浜町																	
24	562	紀宝町																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

三重県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
			8			14	1	7.1	20	1	5.0	15	1	6.7	15	2	13.3	5,068	262	5.2	
24	201	津市	2007年3月29日	津市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	1	50.0						1025	0	0.0	
24	202	四日市市	2003年12月19日	四日市市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						728	59	8.1	
24	203	伊勢市	2006年7月11日	伊勢市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						174	5	2.9	
24	204	松阪市	2005年12月22日	松阪市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						450	23	5.1	
24	205	桑名市					1	0	0.0	2	0	0.0						682	74	10.9	
24	207	鈴鹿市	2012年12月21日	鈴鹿市男女共同参画都市宣言		2	1	1	100.0	2	0	0.0						398	23	5.8	
24	208	名張市	2004年6月22日	名張市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						183	18	9.8	
24	209	尾鷲市					1	0	0.0	1	0	0.0						50	3	6.0	
24	210	亀山市					1	0	0.0	1	0	0.0						249	21	8.4	
24	211	鳥羽市					1	0	0.0	1	0	0.0						46	2	4.3	
24	212	熊野市					1	0	0.0	1	0	0.0						111	2	1.8	
24	214	いなべ市					1	0	0.0	1	0	0.0						118	0	0.0	
24	215	志摩市	2025年1月7日	トップの熱い思いの本気宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0						50	2	4.0	
24	216	伊賀市	2005年9月26日	伊賀市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						278	4	1.4	
24	303	木曽岬町											1	0	0.0	1	0	0.0	36	4	11.1
24	324	東員町											1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
24	341	菰野町											1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
24	323	朝日町											1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
24	344	川越町											1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
24	441	多気町											1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
24	522	明和町											1	1	100.0	1	0	0.0	95	7	7.4
24	443	大台町											1	0	0.0	1	1	100.0	47	3	6.4
24	461	玉城町											1	0	0.0	1	0	0.0	69	8	11.6
24	470	度会町											1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
24	471	大紀町											1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
24	472	南伊勢町											1	0	0.0	1	1	100.0	38	1	2.6
24	543	紀北町											1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
24	561	御浜町											1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
24	562	紀宝町											1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

三重県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲							問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード														
		問8-1			問8-2																																					
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	うち女性等数委員	総委員数	うち女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他														
		1,175	1,026	14,864	4,523	30.4				759	675	9,939	2,822	28.4	146	108	844	171	20.3	846	117	13.8	830	119	14.3																	
	小計									744	660	9,463	2,688	28.4	145	107	841	170	20.2																							
24	201 津市	40.0	2028年3月		70	66	981	259	26.4	地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関及び要綱等に基づき設置された類似の機関							36	34	619	141	22.8	6	6	45	10	22.2	42	7	16.7	43	7	16.3	1	1	1							
24	202 四日市市		2026年3月	40%～60%	102	99	1,413	488	34.5								46	46	574	205	35.7	6	5	37	8	21.6	50	5	10.0	51	5	9.8	1	1	1							
24	203 伊勢市	40.0	2028年3月		68	60	892	257	28.8	地方自治法第180条の5に基づく委員会、同202条の3に基づく附属機関							61	54	838	246	29.4	6	5	39	7	17.9	34	7	20.6	35	7	20.0	1	1	1							
24	204 松阪市	35.0	2026年3月		117	112	1,626	533	32.8	・地方自治法第180条の5 ・地方自治法第202条の3 ・規則・要綱							により設置されている審議会等							37	36	726	208	28.7	6	5	36	8	22.2	39	6	15.4	40	6	15.0	1	1	1
24	205 桑名市	37.0	2026年3月		76	69	1,157	426	36.8								44	42	474	170	35.9	6	4	31	5	16.1	44	5	11.4	45	5	11.1	1	1	1							
24	207 鈴鹿市	50.0	2032年3月		52	51	657	280	42.6	地方自治法第138条の4第3項及び、第202条の3に規定する附属機関、地方自治法第180条の5第1項、第3項に規定する執行機関、地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議(附属機関及び附属機関以外の会議の取扱いに関するガイドライン参照)							39	38	539	235	43.6	6	6	37	10	27.0	55	22	40.0	56	23	41.1	1	1	1							
24	208 名張市			2027年3月までに40%以上60%以下	85	67	885	237	26.8	法律、条例、規則等により設置されている審議会、委員会、協議会等							46	42	516	137	26.6	0	0	0	0	0	43	7	16.3	44	7	15.9	1	1	1							
24	209 尾鷲市	50.0	2032年3月		35	23	426	100	23.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況							35	23	426	100	23.5	6	6	24	11	45.8	38	3	7.9	39	3	7.7	1	1	1							
24	210 亀山市	40.0	2027年3月		97	92	1,338	481	35.9	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 市の条例、規則、要綱または規程等等に基づき設置されているもの							33	31	387	114	29.5	6	6	47	11	23.4	24	1	4.2	25	1	4.0	1	1	1							
24	211 鳥羽市			西暦2026年3月までに30%	41	36	604	156	25.8	法令、条例、規則、要綱等で設置されている審議会、協議会、委員会							25	21	324	74	22.8	6	5	33	8	24.2	33	4	12.1	34	4	11.8	1	1	1							
24	212 熊野市	40.0	2027年3月		39	30	494	113	22.9	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会・委員会等 並びに市の条例・規則・要綱等に基づき設置されているもので、複数の委員等により組織しているもの							13	11	148	28	18.9	6	5	30	7	23.3	28	1	3.6	29	1	3.4	1	1	1							
24	214 いなべ市	40.0	2028年3月		22	17	215	56	26.0	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び地方自治法第202条の3に基づく審議会							16	13	186	50	26.9	5	4	29	6	20.7	25	5	20.0	26	5	19.2	1	1	1							
24	215 志摩市	40.0	2026年3月	2026年3月までに40%	37	35	482	146	30.3	地方自治法(第202条の3)							36	34	426	126	29.6	5	3	27	5	18.5	31	4	12.9	32	4	12.5	1	1	1							
24	216 伊賀市	40.0	2026年3月		90	79	1,090	321	29.4	意思決定機関である審議会等							64	53	780	217	27.8	6	5	43	12	27.9	38	9	23.7	39	9	23.1	1	2	2025年3月31日							
24	303 木曽岬町				15	0	202	44	21.8							15	13	202	44	21.8	0	0	0	0	0	22	3	13.6	23	3	13.0	1	1	1								
24	324 東員町	35.0	2028年3月		30	26	303	102	33.7	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等							11	10	110	36	32.7	0	0	0	0	0	10	3	30.0	11	3	27.3	1	1	1							
24	341 茚野町	30.0	2027年3月		27	21	314	60	19.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等							27	21	314	60	19.1	5	3	33	5	15.2	29	4	13.8	30	4	13.3	1	1	1							
24	323 朝日町	40.0	2027年3月		20	13	137	28	20.4	地方自治法(第202条の3)(第108条の5)に該当							14	9	116	23	19.8																					

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

三重県

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

三重県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5							
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち管理職数		うち管理職数		うち管理職数		うち管理職数										
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)								
24 2391	539	22.5	1,616	301	18.6	279	33	11.8	192	26	13.5	327	41	12.5	239	34	14.2	1,785	465	26.1	1,185	241	20.3	2,500	865	34.6	1,518	453	29.8	3,199	1,310	41.0	1,522	510	33.5	196	30	15.3	45	2	4.4				
24 201	津市	285	49	17.2	223	31	13.9	38	3	7.9	31	1	3.2	67	7	10.4	56	6	10.7	180	39	21.7	136	24	17.6	409	133	32.5	322	82	25.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1	12	3	25.0	3	0	0.0	1
24 202	四日市市	383	72	18.8	183	23	12.6	71	8	11.3	22	4	18.2	64	8	12.5	38	5	13.2	248	56	22.6	123	14	11.4	319	113	35.4	113	30	26.5	868	388	44.7	245	99	40.4	1	14	3	21.4	2	0	0.0	1
24 203	伊勢市	147	21	14.3	94	12	12.8	16	0	0.0	11	0	0.0	29	4	13.8	23	4	17.4	102	17	16.7	60	8	13.3	152	57	37.5	67	14	20.9	272	113	41.5	99	37	37.4	1	14	3	21.4	4	0	0.0	1
24 204	松阪市	157	46	29.3	111	19	17.1	17	2	11.8	16	2	12.5	33	1	3.0	30	1	3.3	107	43	40.2	65	16	24.6	174	74	42.5	126	45	35.7	457	178	38.9	260	73	28.1	1	13	2	15.4	5	0	0.0	1
24 205	桑名市	151	33	21.9	106	21	19.8	16	1	6.3	13	1	7.7	15	0	0.0	7	0	0.0	120	32	26.7	86	20	23.3	134	33	24.6	79	24	30.4	49	26	53.1	22	7	31.8	1	10	1	10.0	2	0	0.0	1
24 207	鈴鹿市	264	61	23.1	145	39	26.9	15	2	13.3	11	2	18.2	54	7	13.0	35	5	14.3	195	52	26.7	99	32	32.3	240	75	31.3	94	36	38.3	256	97	37.9	112	40	35.7	1	22	5	22.7	4	1	25.0	1
24 208	名張市	170	59	34.7	143	46	32.2	24	3	12.5	23	3	13.0	22	9	40.9	16	8	50.0	124	47	37.9	104	35	33.7	147	62	42.2	106	41	38.7	131	80	61.1	48	21	43.8	1	4	0	0.0	2	0	0.0	1
24 209	尾鷲市	35	5	14.3	25	1	4.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	35	5	14.3	25	1	4.0	52	17	32.7	23	3	13.0	88	27	30.7	51	9	17.6	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
24 210	龜山市	89	34	38.2	55	17	30.9	22	4	18.2	17	3	17.6	0	0	0	0	0	0	67	30	44.8	38	14	36.8	114	52	45.6	90	35	38.9	102	42	41.2	55	17	30.9	1	5	1	20.0	0	0	0.0	1
24 211	鳥羽市	29	6	20.7	25	6	24.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	29	6	20.7	25	6	24.0	36	9	25.0	26	7	26.9	88	34	38.6	39	11	28.2	1	4	0	0.0	0	0	0.0	1
24 212	熊野市	25	2	8.0	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	25	2	8.0	18	2	11.1	95	14	14.7	33	5	15.2	62	10	16.1	35	5	14.3	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
24 214	いなべ市	71	16	22.5	67	12	17.9	14	4	28.6	14	4	28.6	10	0	0.0	10	0	0.0	47	12	25.5	43	8	18.6	64	20	31.3	64	20	31.3	15	9	60.0	15	9	60.0	1	3	1	33.3	1	0	0.0	1
24 215	志摩市	78	14	17.9	48	9	18.8	21	3	14.3	15	3	20.0	0	0	0	0	0	0	57	11	19.3	33	6	18.2	78	33	42.3	33	12	36.4	149	49	32.9	63	19	30.2	1	12	2	16.7	2	0	0.0	1
24 216	伊賀市	183	50	27.3	107	25	23.4	21	3	14.3	16	3	18.8	26	5	19.2	18	5	27.8	136	42	30.9	73	17	23.3	196	71	36.2	118	36	30.5	211	82	38.9	126	49	38.9	1	6	1	16.7	2	0	0.0	1
24 303	木曽岬町	12	4	33.3	11	3	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	12	4	33.3	11	3	27.3	7	3	42.9	7	3	42.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
24 324	東員町	34	8	23.5	28	2	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	34	8	23.5	28	2	7																				

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

三重県

調査時点 [議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)]

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																				
都 市	市	市	道 区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得する事業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の親点からの欠席事由について、以下の事項について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
道 府	区	市	府 町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上認めている。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことがない。	1.労働基準法65条の産前産後期間を明記している。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上認めている。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことがない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.明記した規定がない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
県	村	市	市 町	町	13	1の合計	28	0	27	0			28	28	28	28	28	16		
コ	村	市	市 町	村	10	2の合計	0	23	1	26			0	0	0	0	0	0		
コ	村	市	市 町	村	0	3の合計	0	4		2			0	0	0	0	0	0		
ド	名	市	市 町	村	6	40の合計	1	1					1	1	1	1	1	0		
24	201	津市	2			津市議会	1	2	1	津市議会議規則(第2条 第2項・第82条 第2項) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条 第2項(第2条の文、議員を委員に、議長を委員長に変更)	2				1	1	1	1	1	
24	202	四日市市	1	四日市市議員旧姓使用取扱要項 婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認をうけなければならぬ。	四日市市議会	1	2	1	四日市市議会議規則第2条第2項、第86条第2項 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第86条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
24	203	伊勢市	2			伊勢市議会	1	2	1	伊勢市議会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
24	204	松阪市	1	松阪市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令において旧姓を使用できる職員は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度任用職員含む。)とする。 以下第3条以下で申請をはじめとする各手続き事項を規定。	松阪市議会	1	2	1	松阪市議会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
24	205	桑名市	1	桑名市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	桑名市議会	1	2	1	桑名市議会議規則 第1章 会議 第1節 総則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
24	207	鈴鹿市	1	鈴鹿市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	鈴鹿市議会	1	2	1	鈴鹿市議会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(鈴鹿市議会議規則第2条第2項)	2				1	1	1	1	1	1	
24	208	名張市	1	旧姓使用の取扱いに関する内規	名張市議会	1	2	1	名張市議会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
24	209	尾鷲市	4		尾鷲市議会議規則 第2条 第2項 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1						1	1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都 市 道 府 県 市 市 府 村 村 市 町 村 村 市 名	市 区 区 町 町 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取扱うことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産による産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
24210	亀山市	1	亀山市職員服務規程(亀山市職員旧姓使用取扱規程) (旧姓の使用) 第12条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用するときは、亀山市職員旧姓使用取扱規程(令和5年亀山市訓令第6号)の規定に基づき、市長に届け出なければならない。	亀山市議会	1	2	1	亀山市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則2・令3議会規則1一部改正)	3	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例に基づき、出産については報酬減額の適用除外としている	1	1	1	1	1
24211	鳥羽市	2		三重県鳥羽市議会	1	3	1	鳥羽市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	減額対象の適用除外規定がある	1	1	1	1	1
24212	熊野市	1	熊野市職員旧姓使用取扱規定 ○熊野市職員旧姓使用取扱規程 令和5年10月6日 訓令第7号 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令において旧姓を使用できる職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。)とする。 (承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として熊野市服務規程(平成17年熊野市訓令第17号)第13条第2項に規定する履歴書の記載事項の異動の届出に併せて、所属長を経由して市長に提出するものとする。 (承認) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 2 市長は、前項の承認通知書を通知した場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (承認の取消) 第5条 市長は、旧姓を使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用取消通知書(様式第4号)により当該職員に通知するものとする。 (使用の中止) 第6条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第7条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1のとおりとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2のとおりとする。 (職員及び所属長の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令達の日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓を使用しようとする職員は、第3条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。	2		1	1	1	1	1					

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都 道 府 県 市 市 区 市 区 府 町 村 町 村 村 村 名 ド ド	市 市 区 区 町 町 町 町 名 24 214	市 市 区 区 町 町 町 町 名 24 215	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 職員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例を判断したことない。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取扱ったことが可能な休業期間は、次のうちどれか。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定なく、過去に事例がない。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、出産による産前産後期間明記はあるか。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
いなべ市	2	いなべ市議会	1	3	1	いなべ市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
志摩市	1	志摩市議会	1	3	1	志摩市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
伊賀市	1	伊賀市議会	1	2	1	伊賀市議会議規則 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定める。 (旧姓の承認の申請) 第2条 職員に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して提出し、承認を受けなければならない。 (旧姓の承認) 第3条 任命権者は、前条の申請があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めることは、旧姓の使用を承認するものとする。 2.任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認した場合には、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により速やかに所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認した後ににおいて、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓の使用の中止) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を任命権者に提出しなければならない。 2.戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により一旦旧姓の使用を中止した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓の使用の承認を申請できないものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第6条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 印に氏名が記載されたものの(職員住所所録、座席図、名刺、名札、事務分掌表等) (2) 職員に使用される文書等で、かつ、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの(起案文書、復命書、決算・供託文書への押印等) (3) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用者が認めるもの(休暇承認願、職務専念義務免除申請書等) (4) 前各号に掲げるもののほか適当と認められるもの (旧姓使用者等の業務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、関係機関及び職員に混乱が生じないよう努めなければならない。 2.所属長は、所属職員の旧姓の使用に關して適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成18年6月7日から施行する。	2				1	1	1	1	1	1
木曾岬町	1	木曾岬町議員旧姓使用取扱要綱	1	2	1	木曾岬町議会議規則 第2条議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1	1
東員町	2	東員町議会	1	2	1	東員町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都 市 道 府 県 コ コ ド ド	市 市 区 区 村 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
24 341	菰野町	2	菰野町議会	1	2	1	菰野町議会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
24 343	朝日町	2	朝日町議会	1	2	1	朝日町議会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
24 344	川越町	1	川越町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、本町の一般職に属する職員(臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員名簿、名札その他単に氏名が記載されたもの (2) 法令に違反するかそれなりにから組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれがないもの (3) 法令に基づかない通知文等で、職務遂行上には事務処理上、誤解や混乱を生じせるおそれのないもの 2. 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできしない。 (旧姓使用届) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て、総務課長に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を経て、総務課長に提出しなければならない。 2. 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用をすることにはできない。 (旧姓使用者台帳) 第6条 総務課長は、旧姓使用者台帳(様式第3号)を備え、旧姓使用者の適正な管理に努めなければならない。 (旧姓使用者の義務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、町民及び職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (所属長の責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1. この要綱は、平成24年7月1日から施行する。 (経過措置) 2. この要綱の施行日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行日から平成24年7月31日までに、第4条の旧姓使用届を提出することにより、旧姓を使用することができる。	川越町議会	1	4	2	2		1 1 1 1 1		
24 441	多気町	1	多気町職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。 2. 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。ただし、身分証明書その他の文書等について、必要に応じて、使用している旧姓を併記することができるものとする。		4					4 4 4 4 4		
24 442	明和町	1	明和町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令において旧姓を使用できる職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度任用職員を含む。)とする。	明和町議会	1	2	1	明和町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都 道 府 県 コ ド	市 市 村 町 村 名	市 区 町 村 村 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
24443	大台町	4	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定なく、運用上も認めていない。 4.明記した規定なく、過去に使用した事例を判断したことない。	議会名 1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例を判断したことない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間よりも短い。 2.産前産後期間と同等。 3.産前産後期間と同様。 4.期間の定めはない。	1.労働基準法65条の産前産後期間明記と同様。 2.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 4.期間の定めはない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
24461	玉城町	4		玉城町議会 1	2	1	大台町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
24470	度会町	2		度会町議会 1	2	1	玉城町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
24471	大紀町	4		大紀町議会 1	2	1	度会町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
24472	南伊勢町	2		南伊勢町議会 1	2	1	大紀町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
24543	紀北町	4		紀北町議会 1	2	1	南伊勢町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
24561	御浜町	2		御浜町議会 1	3	1	紀北町議会議規則 第2条 議員は、議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
24562	紀宝町	4		紀宝町議会 1	2	1	御浜町議会議規則 第2条 議員は、議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

三重県

都道府県	市町村	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12			問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14
議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が設置または提供されているか。
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規ハラスメント防止に関する議員向け規則等に関する議員向け	2. 相ハラスメントに関する議員向け	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 本部員数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	府内職員に対する の視点からの防 災・復興をテーマ にした研修の実 施状況	
研修たいきょう	大紀町議会ハラスメント防止条例	第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行為を総称したものという。 (1) ハラスメントは、精神的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的苦しみは身体的な苦痛を与える、当該相手方の人格若しくは尊厳を侵害し、又は勤務環境(議員としての活動を行なうまでの環境を含む。以下同じ。)を害する行為(町議会や委員会、各種委員会等の会議中に大声を出して議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為を含む。)をいう。 (2) セクシフレール・ハラスメント 異性、同性を問わず、他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の勤務環境を害する行為をいう。 (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務(議員としての活動を含む。)をすることができないと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその者の勤務環境を害することとなる行為をいう。 (4) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせざる行為をいう。 2. この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条等2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第1項、第2項、第3項の2及び第5号に規定する特別職に属する職員(議員を除く。)をいう。 (議長の責務) 第3条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、これに対して迅速かつ適切に対応しなければならない。 (議員の責務) 第4条 議員は、町民全体の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2. 議員は、当該議員による職員に対するハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。 3. 議員は、他の議員に間ハラスメントに当たるる言動を行なっていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行なっている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、遭遇した事態について速やかに議長に報告しなければならない。 (研修等) 第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (相談及び苦情の申出) 第6条 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談又は苦情を書面(電子情報処理組織を使用する方法を含む。)又は口頭により申し出しができる。 (事実関係の把握) 第7条 議員は、議員又は職員からハラスメントに関する申出又は相談があったときは、大紀町議会ハラスメント防止規程(以下「規程」という。)に定めるところにより、必要に応じて申出者、相談者、当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行なわなければならない。 (対応指針) 第8条 議長は、前条の規定による調査により議員によるハラスメントが行われたことを確認したときは、当該議員に対して、指摘、助言、注意又は氏名の公表等その他必要な措置を講じなければならない。 2. 議長は、前項の規定によりハラスメントを行った議員の氏名を公表しようとするときは、次条の規定により大紀町議会ハラスメント審査会の意見を聽かなければならない。 (大紀町議会ハラスメント審査会の設置) 第9条 議員は、第7条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、その解決策を協議するため、必要に応じて審査会を設置することができる。 2. 審査会は、議長からハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に解決策を協議するものとする。 3. 審査会の組織及び委員その他審査会に関する必要な事項については、規程で定める。 (外部の有識者からの意見聴取) 第10条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対応するために必要と認めるときは、外部の有識者から専門的な意見に基づく意見を聴取することができる。 (議長職務の代行) 第11条 議長が第7条の規定による調査の対象となつたときは副議長が、議長及び副議長が共に調査対象となつたときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行なう。 (審査会の職務) 第12条 審査会は、第9条の規定により審査を求められたときは、諮問を受けた日から60日以内に、議長に意見書を提出しなければならない。 2. 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情を聴取し、資料の提供を求める等必要な調査を行うことができる。 3. 審査会は、当該議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。 (プライバシーの保護) 第13条 議員は、ハラスメントに係る当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	研修たいきょう	大紀町議会ハラスメント防止条例	第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行為を総称したものという。 (1) ハラスメントは、精神的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的苦しみは身体的な苦痛を与える、当該相手方の人格若しくは尊厳を侵害し、又は勤務環境(議員としての活動を行なうまでの環境を含む。以下同じ。)を害する行為(町議会や委員会、各種委員会等の会議中に大声を出して議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為を含む。)をいう。 (2) セクシフレール・ハラスメント 異性、同性を問わず、他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の勤務環境を害する行為をいう。 (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務(議員としての活動を含む。)をすることができないと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその者の勤務環境を害することとなる行為をいう。 (4) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせざる行為をいう。 2. この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条等2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第1項、第2項、第3項の2及び第5号に規定する特別職に属する職員(議員を除く。)をいう。 (議長の責務) 第3条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、これに対して迅速かつ適切に対応しなければならない。 (議員の責務) 第4条 議員は、町民全体の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2. 議員は、当該議員による職員に対するハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。 3. 議員は、他の議員に間ハラスメントに当たるる言動を行なっていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行なっている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、遭遇した事態について速やかに議長に報告しなければならない。 (研修等) 第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (相談及び苦情の申出) 第6条 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談又は苦情を書面(電子情報処理組織を使用する方法を含む。)又は口頭により申し出しができる。 (事実関係の把握) 第7条 議員は、議員又は職員からハラスメントに関する申出又は相談があったときは、大紀町議会ハラスメント防止規程(以下「規程」という。)に定めるところにより、必要に応じて申出者、相談者、当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行なわなければならない。 (対応指針) 第8条 議長は、前条の規定による調査により議員によるハラスメントが行われたことを確認したときは、当該議員に対して、指摘、助言、注意又は氏名の公表等その他必要な措置を講じなければならない。 2. 議長は、前項の規定によりハラスメントを行った議員の氏名を公表しようとするときは、次条の規定により大紀町議会ハラスメント審査会の意見を聽かなければならない。 (大紀町議会ハラスメント審査会の設置) 第9条 議員は、第7条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、その解決策を協議するため、必要に応じて審査会を設置することができる。 2. 審査会は、議長からハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に解決策を協議するものとする。 3. 審査会の組織及び委員その他審査会に関する必要な事項については、規程で定める。 (外部の有識者からの意見聴取) 第10条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対応するために必要と認めるときは、外部の有識者から専門的な意見に基づく意見を聴取することができる。 (議長職務の代行) 第11条 議長が第7条の規定による調査の対象となつたときは副議長が、議長及び副議長が共に調査対象となつたときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行なう。 (審査会の職務) 第12条 審査会は、第9条の規定により審査を求められたときは、諮問を受けた日から60日以内に、議長に意見書を提出しなければならない。 2. 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情を聴取し、資料の提供を求める等必要な調査を行うことができる。 3. 審査会は、当該議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。 (プライバシーの保護) 第13条 議員は、ハラスメントに係る当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	研修たいきょう	大紀町議会ハラスメント防止条例	第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行為を総称したものという。 (1) ハラスメントは、精神的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的苦しみは身体的な苦痛を与える、当該相手方の人格若しくは尊厳を侵害し、又は勤務環境(議員としての活動を行なうまでの環境を含む。以下同じ。)を害する行為(町議会や委員会、各種委員会等の会議中に大声を出して議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為を含む。)をいう。 (2) セクシフレール・ハラスメント 異性、同性を問わず、他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の勤務環境を害する行為をいう。 (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務(議員としての活動を含む。)をすることができないと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその者の勤務環境を害することとなる行為をいう。 (4) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせざる行為をいう。 2. この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条等2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第1項、第2項、第3項の2及び第5号に規定する特別職に属する職員(議員を除く。)をいう。 (議長の責務) 第3条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、これに対して迅速かつ適切に対応しなければならない。 (議員の責務) 第4条 議員は、町民全体の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2. 議員は、当該議員による職員に対するハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。 3. 議員は、他の議員に間ハラスメントに当たるる言動を行なっていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行なっている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、遭遇した事態について速やかに議長に報告しなければならない。 (研修等) 第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (相談及び苦情の申出) 第6条 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談又は苦情を書面(電子情報処理組織を使用する方法を含む。)又は口頭により申し出しができる。 (事実関係の把握) 第7条 議員は、議員又は職員からハラスメントに関する申出又は相談があったときは、大紀町議会ハラスメント防止規程(以下「規程」という。)に定めるところにより、必要に応じて申出者、相談者、当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行なわなければならない。 (対応指針) 第8条 議長は、前条の規定による調査により議員によるハラスメントが行われたことを確認したときは、当該議員に対して、指摘、助言、注意又は氏名の公表等その他必要な措置を講じなければならない。 2. 議長は、前項の規定によりハラスメントを行った議員の氏名を公表しようとするときは、次条の規定により大紀町議会ハラスメント審査会の意見を聽かなければならない。 (大紀町議会ハラスメント審査会の設置) 第9条 議員は、第7条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、その解決策を協議するため、必要に応じて審査会を設置することができる。 2. 審査会は、議長からハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に解決策を協議するものとする。 3. 審査会の組織及び委員その他審査会に関する必要な事項については、規程で定める。 (外部の有識者からの意見聴取) 第10条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対応するために必要と認めるときは、外部の有識者から専門的な意見に基づく意見を聴取することができる。 (議長職務の代行) 第11条 議長が第7条の規定による調査の対象となつたときは副議長が、議長及び副議長が共に調査対象となつたときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行なう。 (審査会の職務) 第12条 審査会は、第9条の規定により審査を求められたときは、諮問を受けた日から60日以内に、議長に意見書を提出しなければならない。 2. 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情を聴取し、資料の提供を求める等必要な調査を行うことができる。 3. 審査会は、当該議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。 (プライバシーの保護) 第13条 議員は、ハラスメントに係る当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	研修たいきょう	大紀町議会ハラスメント防止条例	第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行為を総称したものという。 (1) ハラスメントは、精神的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的苦しみは身体的な苦痛を与える、当該相手方の人格若しくは尊厳を侵害し、又は勤務環境(議員としての活動を行なうまでの環境を含む。以下同じ。)を害する行為(町議会や委員会、各種委員会等の会議中に大声を出して議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為を含む。)をいう。 (2) セクシフレール・ハラスメント 異性、同性を問わず、他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の勤務環境を害する行為をいう。 (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務(議員としての活動を含む。)をすることができないと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその者の勤務環境を害することとなる行為をいう。 (4) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせざる行為をいう。 2. この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条等2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第1項、第2項、第3項の2及び第5号に規定する特別職に属する職員(議員を除く。)をいう。 (議長の責務) 第3条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、これに対して迅速かつ適切に対応しなければならない。 (議員の							